

宇 個 審 答 申 第 3 号
平成 1 1 年 9 月 2 0 日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 初宿 正典

個人情報取扱事務について（答申）

平成 1 1 年 9 月 6 日付け、1 1 宇企情第 1 6 8 号で諮問のあった次の各号に掲げる事項について、下記のとおり答申する。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号、2 号に規定する個人情報
（収集禁止の例外類型事項）
- (2) 条例第 7 条第 2 項第 5 号に規定する個人情報
（本人以外からの収集禁止の例外類型事項）

記

諮問のあった別添資料のとおり例外類型事項を一部変更することについては、審議の結果、収集の禁止における例外として適当であると認める。

収集禁止の例外類型事項（条例7条1項1号・2号）

整理番号	事務の種類	収集が適当と認められる理由
	個人の特質を規定する身体に関する情報 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	
1 2	障害者又は要介護者を対象とした事務事業を行うにあたって、個人情報を収集すること。	障害を有し又は介護を必要とする人々の生活環境を充実させるためには、個人情報を収集する必要がある。

本人以外からの収集例外類型事項（7条2項5号）

整理番号	事務の種類	本人以外からの収集を適当であると認める理由
0 1	診療行為、疾病予防、介護保険制度、健康指導等の保険・福祉事業を推進するにあたって個人情報を収集すること。	市民の健康と生命の安全を守るためには、迅速かつ的確な保健・福祉活動が必要である。 そのためには、本人以外の医療機関、介護者等本人の健康・生活状況を知るものから情報を収集することがある。